

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）田中北部地区）計画を平成30年3月20日定めた。

その関係書類を三木町産業振興課において平成30年3月30日から同年4月19日まで縦覧に供する。

平成30年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造